

調布市規則第 6 8 号

調布市斜面地建築物の制限に関する条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、調布市斜面地建築物の制限に関する条例（平成 2 7 年調布市条例第 7 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第 2 条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

(既存不適格斜面地建築物に対する制限を緩和する計画の変更等)

第 3 条 条例第 6 条に規定する規則で定める計画の変更、増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 計画の変更 条例の施行の際、現に工事中の既存不適格斜面地建築物の計画を変更する場合で、敷地面積の減少又は建築面積、延べ面積若しくは階数の増加を伴わないもの
- (2) 増築 住戸又は住室の床面積の増加を伴わないもの
- (3) 改築、大規模の修繕又は大規模の模様替 改築、修繕又は模様替の全て

(申請等)

第 4 条 条例第 7 条第 1 項の規定による許可を受けようとする者は、市長が別に定める期間内に、許可申請書（第 1 号様式）の正本及び副本のそれぞれに、次の表に掲げる図書その他市長が必要と認める図書を添えて、市長に申請しなければならない。

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における斜面地建築物の位置、申請に係る斜面地建築物と他の建築物との別、擁壁の位置並びに敷地の接する道路の位置及び幅員
各階平面図	縮尺、方位、間取、各室の用途並びに壁及び開口部の位置

2面以上の立面図	縮尺及び開口部の位置
2面以上の断面図	縮尺、床の高さ、各階の天井の高さ、軒及びひさしの出並びに軒の高さ及び斜面地建築物の高さ
日影図及び等時間日影図	縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における斜面地建築物の位置、斜面地建築物の各部分の平均地盤面からの高さ、建築基準法（昭和25年法律第201号）第56条の2第1項の水平面（以下この表において「水平面」という。）上の敷地境界線から水平距離5メートル及び10メートルの線（以下この表において「測定線」という。）、斜面地建築物が冬至日の真太陽時による午前8時から1時間ごとに午後4時までの各時刻に水平面に生じさせる日影の形状及び斜面地建築物が冬至日の真太陽時による午前8時から午後4時までの間に測定線上の主要な点に生じさせる日影時間又は水平面に生じさせる日影の等時間日影線
平均地盤面算定図	縮尺、斜面地建築物が周囲の地面と接する位置及び平均地盤面の位置
申請理由書	許可申請を行う理由及び建替えの妥当性

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査のうえ、許可の可否を決定し、許可をしたときは、許可通知書（第2号様式）に前項に規定する許可申請書の副本及びその添付図書（以下「副本等」という。）を添えて、申請者に通知し、許可をしないこととしたときは、その旨及びその理由を記載した文書に副本等を添えて、当該申請をした者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定による許可決定に際し、条件を付することができる。
（雑則）

第5条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成27年7月1日から施行する。

許 可 申 請 書

調布市斜面地建築物の制限に関する条例第7条第1項の規定による許可を受けたいので、下記のとおり申請します。
この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

年 月 日

調 布 市 長 宛

申請者 住 所
氏 名
電 話 ()
(法人にあつては、その事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名)

記

(1) 建築主の住所及び氏名						電話 ()
(2) 代理者の住所及び氏名						電話 ()
(3) 敷地の地名地番						
(4) 地域・地区						
(5) 建築物の主要用途			(6) 工事種別			
(7) 構造			(8) 最高の高さ及び階数	m 階		
	申請部分	申請以外の部分	合計	※ (12) 敷地面積に対する割合	※ (13) 敷地面積に対する割合の最高限度	
(9) 敷地面積	㎡	㎡	㎡			
(10) 建築面積	㎡	㎡	㎡	%	%	
(11) 延べ面積	㎡	㎡	㎡	%	%	
	①	㎡	㎡	㎡		
	②	㎡	㎡	㎡		
	③	㎡	㎡	㎡		
	④	㎡	㎡	㎡		
	⑤	㎡	㎡	㎡		
	⑥	㎡	㎡	㎡		
※ (14)備考欄						
※受付欄					※許可番号欄	
					年 月 日	
					第 号	

- (注意) 1 ※印のある欄は、記入しないでください。
 2 (4) 欄は、当該地域・地区における建蔽率及び容積率も記入してください。また、建築物の敷地が2以上の地域・地区にわたる場合には、それぞれの地域・地区ごとに建蔽率及び容積率を記入してください。
 3 (11) 欄は、次の用途に供する部分の床面積を記入してください。
 ① 住宅の用途に供し、建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ1メートル以下にある部分
 ② 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供し、建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ1メートル以下にある部分
 ③ エレベーターの昇降路の用途に供する部分
 ④ 共同住宅の共用の廊下又は階段の用途に供する部分
 ⑤ 自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分
 ⑥ 専ら防災のために設ける備蓄倉庫、蓄電池（床に据え付けるものに限る。）、自家発電設備又は貯水槽の用途に供する部分

第 2 号様式（第 4 条関係）

（表）

許 可 通 知 書

第 号

年 月 日

申請者 様

調布市長 印

年 月 日付けで申請のあった許可申請書及び添付図書に記載の計画については、調布市斜面地建築物の制限に関する条例第 7 条第 1 項の規定により、下記のとおり許可しましたので通知します。

記

- 1 申請年月日 年 月 日
- 2 敷地の地名地番 調布市
- 3 建築物又はその部分の概要
- 4 許可条件

（注）この通知書は、大切に保存してください。

(裏)

(教示)

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、調布市建築審査会に対し、審査請求をすることができます（なお、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、調布市を被告として（訴訟において調布市を代表する者は調布市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。